

国の出先機関改革の進捗状況について

資料 1－2－1

	広域的实施体制	直轄道路 (都道府県・指定都市) 直轄河川 (都道府県に限る)	公共職業安定所 (ハローワーク)	左記以外の 事務・権限	人員の移管等の 取扱い
「アクション・プラン」 (平成 22 年 12 月 28 日閣議決定) の概要	○広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。 ○出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とし、具体的意見を有する地域との間で十分な協議・調整を行う。 ○平成 24 年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て 26 年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。	○直轄道路・直轄河川については、一の都道府県内（道路のみ、指定都市内）で完結するものについて原則移管することを基本とする。 ○国と都道府県又は指定都市の個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて積極的に取り組む。	○希望する地方自治体において、国と地方が行う業務等の一体的な実施について、具体的な制度内容を国と地方自治体が協議して設計する。 ○一体的な実施を 3 年程度行い、その成果と課題を検証する。 ○それらを踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討する。	○一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、各府省の自己仕分けで速やかに着手するとされたものについて、平成 23 年 6 月末までに移譲に向けた取組を実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で整理する。 ※指定都市については、読替えにより協議の対象に加えられた。	○事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。 ①総合的な調整を行うため、<u>国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備</u> ②人材の地方移管等に当たって必要となる<u>枠組み・ルール等の構築(移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等)</u>
現在の検討状況等	○一定のまとまりを持つ 2 以上の都道府県が設立する広域連合に事務・権限を移譲する<u>特例制度を設けることとした。</u> ○広域的实施体制の枠組み、移譲対象事務・権限の範囲及び人員移管等の枠組みについて、<u>平成 23 年 9 月に中間取りまとめを行い、12 月には移譲対象出先機関、移譲対象事務・権限の決定を行う。</u>	○個別協議において、移管する方向での協議の熟度が高いものから具体的に進めていく。	○指定都市については<u>一体的実施(権限移譲を前提とするものを含む)や、権限移譲を求める提案を複数市が行った。</u>	○指定都市市長会においては、出先機関原則廃止に向けた具体的工程が明らかになるまでは事務・権限ごとの移譲に向けた具体的協議に入ることは出来ないとしたため、<u>協議が整わず、6 月末までに結論が出ていない。</u> (資料 1－2－2)	○人員の地方移管等について必要な検討を行うため、<u>地域主権戦略会議に人材調整準備会合を設置。</u> (資料 1－2－3)